

# 東京圏から福岡県へ 移住を考えている方へ!

移住支援金を活用して、福岡県で働きませんか？

福岡県には都会や豊かな自然のどちらもあります。

とんこつラーメンや水炊き、もつ鍋、あまおうなどおいしいものもたくさんあります。

バラエティ豊富な「暮らし方」「働き方」を見つけてみませんか。

## 対象者の概要

東京23区（在住者又は通勤者）から福岡県（①）へ移住し、移住支援金対象の中小企業等の求人（②）に応募し、新規就業された方、又は社会的事業分野で起業された方（③） \* 詳しい要件は裏面をご確認ください

### ① 移住先の市町

北九州市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、八女市、筑後市、宗像市、古賀市、うきは市、朝倉市、みやま市、柏原町、芦屋町、岡垣町、桂川町、大刀洗町、広川町、香春町、川崎町、大任町、福智町、苅田町、みやこ町、上毛町の12市13町に移住された方が対象となります

### ② 対象となる中小企業等の求人

県の成長産業分野に属する業種等が対象となります  
福岡県移住・就業マッチングサイトに移住支援金の対象求人を掲載します

(URL:<https://fukuokaken-iju.jp/>)



### ③ 社会的事業分野での起業

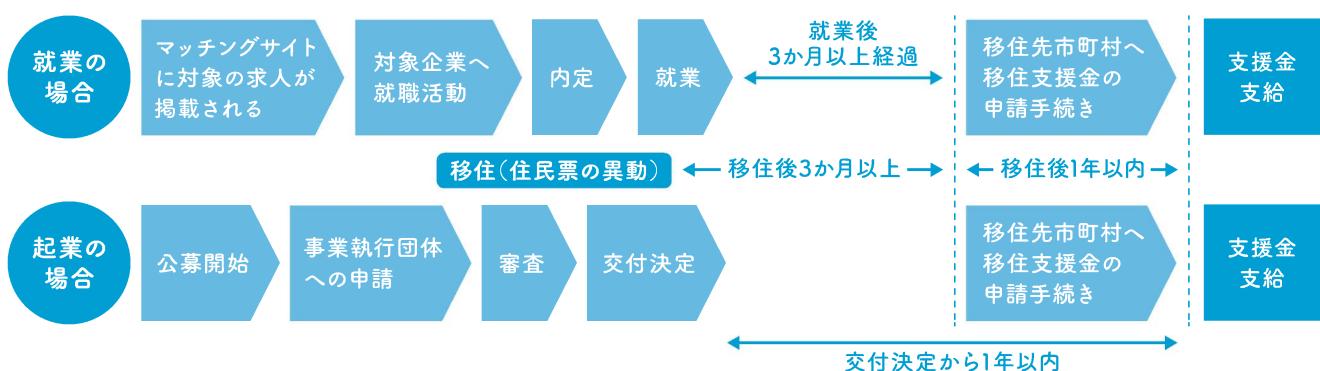
地域活性化関連、まちづくりの推進、過疎地域等活性化などの地域課題の解決を目的とする新たな起業です

## 移住支援金

世帯 **100万円**  
単身 **60万円**



## 申請の流れ



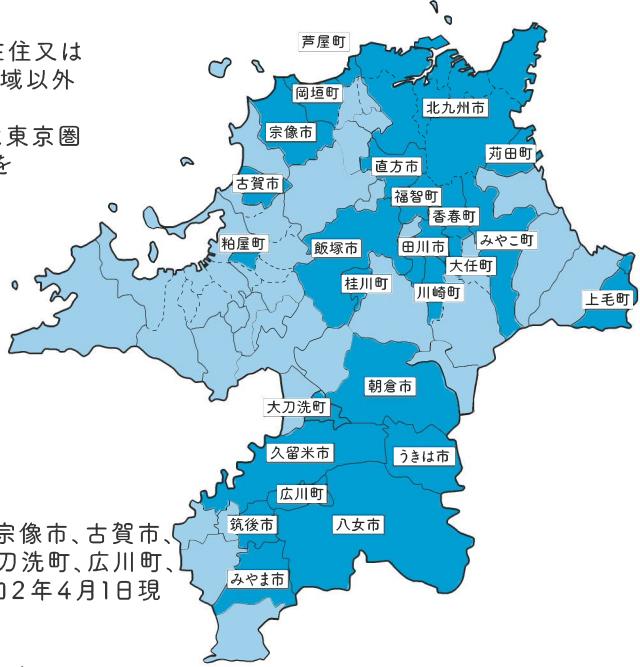
**お問い合わせ先** ※移住支援金の申請先、申請書類等については裏面の市町窓口へ

- 移住支援金(制度について) 福岡県 企画・地域振興部 広域地域振興課 地域振興第1班 TEL:092-643-3179
- 起業(福岡よかとこ起業支援金について) 福岡県 商工部 新事業支援課 創業支援係 TEL:092-643-3591

# 移住支援金対象者の主要要件

## 1. 移住元

- 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内へ通勤をしていたこと。
- 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内へ通勤をしていたこと。  
<東京圏の条件不利地域にあたる市町村>
  - 東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
  - 埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
  - 千葉県：館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
  - 神奈川県：山北町、真鶴町、清川村



## 2. 移住先

- 以下の市町に転入したこと。  
北九州市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、八女市、筑後市、宗像市、古賀市、うきは市、朝倉市、みやま市、粕屋町、芦屋町、岡垣町、桂川町、大刀洗町、広川町、香春町、川崎町、大任町、福智町、苅田町、みやこ町、上毛町（令和2年4月1日現在）
- 令和元年10月10日以降に転入したこと。
- 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。
- 転入先の市町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

## 3. 就業・起業

(就業の場合)

- 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- 就業先が、道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時に連続して3か月以上在職していること。
- 当該求人への応募日が、マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(起業の場合)

- 福岡よかとこ起業支援金の交付決定を受けていること。

## 4. その他

- 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- その他県及び市町村が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

## お問い合わせ先(移住支援金の申請先、申請書類等)

北九州市地方創生推進室	TEL.093-582-2174	芦屋町企画政策課	TEL.093-223-3571
久留米市移住定住促進センター	TEL.0120-888-748	岡垣町都市建設課	TEL.093-282-1211(内137)
直方市企画経営課	TEL.0949-25-2230	桂川町企画財政課	TEL.0948-65-1085
飯塚市総合政策課	TEL.0948-22-5500	大刀洗町地域振興課	TEL.0942-77-0173
田川市産業振興課	TEL.0947-85-7145	広川町政策調整課	TEL.0943-32-0106
八女市定住対策課	TEL.0943-24-8162	香春町まちづくり課	TEL.0947-32-8408
筑後市企画調整課	TEL.0942-53-4245	川崎町企画情報課	TEL.0947-72-3000(内301)
宗像市経営企画課	TEL.0940-36-1192	大任町総務企画財政課	TEL.0947-63-3000
古賀市経営戦略課	TEL.092-942-1113	福智町まちづくり総合政策課	TEL.0947-22-7766
うきは市うきはブランド推進課	TEL.0943-76-9059	苅田町企画政策課	TEL.093-588-1006
朝倉市ふるさと課	TEL.0946-28-7603	みやこ町観光まちづくり課	TEL.0930-32-2512
みやま市企画振興課	TEL.0944-64-1504	上毛町企画情報課	TEL.0979-72-3112
粕屋町経営政策課	TEL.092-938-0175		